

輸出貿易管理令別表第2の2 1－3項規制対象物質

- 1 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類を50%を超えて含有する物
- 2 アセトンを50%を超えて含有する物
- 3 アントラニル酸及びその塩類を50%を超えて含有する物
- 4 イソサフロールを50%を超えて含有する物
- 5 エチルエーテルを50%を超えて含有する物
- 6 エチルメチルケトン（別名メチルエチルケトン）を50%を超えて含有する物
- 7 エルゴタミン及びその塩類を50%を超えて含有する物
- 8 エルゴメトリン及びその塩類を50%を超えて含有する物
- 9 塩化水素（塩酸）を10%を超えて含有する物
- 10 過マンガン酸カリウムを10%を超えて含有する物
- 11 サフロールを50%を超えて含有する物
- 12 トルエンを50%を超えて含有する物
- 13 ピペリジン及びその塩類を50%を超えて含有する物
- 14 ピペロナールを50%を超えて含有する物
- 15 無水酢酸を50%を超えて含有する物
- 16 3・4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノンを50%を超えて含有する物
- 17 リゼルギン酸及びその塩類を50%を超えて含有する物
- 18 硫酸を10%を超えて含有する物